

令和8年4月1日現在の条文

○吹田市道路占用料徴収条例

昭和28年8月15日条例第213号

(総則)

第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、市が徴収する占用料の額及び徴収方法については、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号の一に該当する場合の占用料については、当該各号の定めるところによる。

(1) 市長が別に指定する区域の占用物のうち、特に増額する必要があると認めるものについての占用料は、別表の3倍以内で市長が定める。

(2) 別表によることのできないものの占用料については、別表に準じて市長が定める。

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、占用を許可したときに、当該年度分を徴収する。

2 占用期間が引き続き2年度以上にわたる場合は、前項に規定するもののほか、当該年度の占用料を毎会計年度の始めに徴収する。

3 市長は、特別の事由があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、当該年度内において分納を認めることができる。

(占用料の減額又は免除)

第4条 市長は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用者の申請により、占用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業に係るもの

(2) その他第2条に規定する占用料を徴収することが公益上その他の理由により不適当であるもの

(占用料の還付)

第5条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年12月5日から適用する。
- 2 第2条の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和28年4月1日から適用する。

附 則（省略）

附 則（令和4年12月28日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市道路占用料徴収条例別表の規定は、令和5年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の吹田市道路占用料徴収条例別表の規定は、令和6年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の吹田市道路占用料徴収条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和8年1月8日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市道路占用料徴収条例別表の規定は、令和8年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（以下省略）

別表（第2条関係）

道路占用料

占用物件		金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年に3,200円
	第2種電柱	1本につき1年に4,900円
	第3種電柱	1本につき1年に6,600円
	第1種電話柱	1本につき1年に2,900円
	第2種電話柱	1本につき1年に4,600円
	第3種電話柱	1本につき1年に6,300円
	その他の柱類	1本につき1年に290円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年に29円
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年に17円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年に2,800円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年に1,700円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年に5,700円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年に2,400円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年に12,000円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年に5,700円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年に170円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年に260円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年に340円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年に690円

	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年に1,700円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年に3,400円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線 その他の線類(地下に設けるものに限る。)	長さ1メートルにつき1年に17円
	自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線 その他の線類(地下に設けるものを除く。)	長さ1メートルにつき1年に57円
	自動運行補助施設で、道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他 の柱類	1本につき1年に4,600円
	自動運行補助施設で、その他のもの (上空に設けるものに限る。)	占用面積1平方メートルにつき1年に2,900円
	自動運行補助施設で、その他のもの (上空に設けるものを除く。)	占用面積1平方メートルにつき1年に1,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年に5,700円
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年に5,700円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1の地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年に近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額
	階数が2の地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年に近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額
	階数が3以上の地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年

		に近傍類似の土地の時価に0.009を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年に5,800円
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年に3,500円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年に5,700円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日に120円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月に1,200円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(一時的に設けるものに限る。)	表示面積1平方メートルにつき1月に1,200円
	看板(一時的に設けるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年に12,000円
	標識	1本につき1年に4,600円
	アーチ(車道を横断するものに限る。)	1基につき1月に12,000円
	アーチ(車道を横断するものを除く。)	1基につき1月に5,800円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年に5,700円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月に1,200円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月に570円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年に近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年

	に近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年に近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額

備考

- 1 「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。